

うちなーんちゅ応援プロジェクト 感染拡大防止対策協力金について

まん延防止等重点措置

県内全市町村

第10期
(W期間)
1/9～1/31
23日間
57.5万円～

第10期
(X期間)
2/1～2/20
20日間
50.0万円～

第10期
(Y期間)
2/1～2/6
6日間
15万円～
※宮古島市、多良間村のみ

要請内容

- ①21時までの時短要請、20時までの酒類提供。(対象：感染防止対策認証店)
 - ②20時までの時短要請、酒類提供を行わないこと。(対象：感染防止対策認証店・非認証店)
- ※感染防止対策認証店は①、②のいずれかを選択可。

協力金算定方式 中小企業（売上高方式）

- 感染防止対策認証店が、要請内容①に協力した場合。
売上高に応じて2.5万円/日～7.5万円/日
 - 感染防止対策認証店・非認証店が、上記要請内容②に協力した場合。
売上高に応じて3万円/日～10万円/日
- ※詳細は協力金ホームページにて公表する。
※宮古島市及び多良間村の協力金対象期間は令和4年1月9日～2月6日とする。

協力金算定方式 大企業（売上高減少額方式※中小企業も選択可）

- 協力金： 売り上げ減少額の4割、上限20万円/日
- ※下限額なし。要請内容①に協力した場合は、売上高の3割が上限となる。
※宮古島市及び多良間村の協力金対象期間は令和4年1月9日～2月6日とする。

※協力金は、令和4年1月7日の要請発出日までに適正な飲食店営業許可証を取得し、通常営業している飲食店が要請に応じた場合に申請できるものとする。
なお、沖縄県内における新たな変異株オミクロン株の急拡大を踏まえ、県内警戒レベルが「レベル2」となった1月4日から要請期間開始日の前日である1月8日まで、自主的に臨時休業した店舗(1月4日までに営業実態がある場合に限る。)については、この期間は通常営業しているものとみなし、協力金を申請できるものとする(自主的な臨時休業日は協力金算定期間に含まれない)。
※県の要請期間の開始は令和4年1月9日であるため、1月4日～8日までの自主的な臨時休業に対する協力金は発生しない。